

新たなビジネスへの挑戦を支援します！

アフターコロナを見据え、新事業展開（デジタル化を含む）などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む「経営革新計画」を新たに作成し、承認を受けた事業者に対して、経費の一部を補助します。



経営革新計画とは

新商品・新サービスの開発や、商品の新たな生産方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入など、事業者自らの創意工夫に基づく新たな取組（新事業活動）を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業計画のことです。計画の承認を受けると、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金を申請することができます。また、信用保証・融資等の優遇措置を受けることができます。

経営革新計画の作成から承認までの流れ

①事前準備

新たな事業についてのメモや、決算書など計画作成に必要な資料を準備してください。

②計画作成

県ホームページから申請様式をダウンロードしてください。

広島県 経営革新計画



③作成相談

商工会議所・商工会等の支援機関で作成相談に応じていますので、ご活用ください。

④策定指導

経営革新計画策定指導員による計画内容の確認及び助言・指導を受けてください。**【必須】**
(県担当者による計画内容のヒアリングがあります。事前に必ず経営革新課まで電話でご連絡ください。)

⑤計画申請

策定指導を受けて完成した申請書類を下記提出先に提出してください。

⑥審査・修正対応

計画内容を審査します。修正依頼があったときは速やかに応じてください。

⑦承認

計画内容が適切と認められたときは、広島県から承認通知書が送付されます。

経営革新計画のお問合せ先・提出先

(申請書をご提出前に必ず経営革新課まで電話でご連絡ください。)

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県商工労働局経営革新課 経営支援グループ
電話：082-513-3371

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金のお問合せ先

◆お問合せ先◆

広島県中小企業団体中央会
082-228-0926(平日8時30分～17時30分)

「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金」の申請
については裏面をご確認ください



アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金

新たに経営革新計画を策定し、新事業展開（デジタル化を含む）などに取組もうとする中小企業者を対象に、経営革新計画に基づく事業に必要な経費の一部を補助します。

補助上限

100万円

補助率
対象経費の

2/3以内

受付期間(公募開始:令和4年3月28日～)

第1回 令和4年4月20日～5月31日【必着】(補助対象期間:交付決定の日～令和5年1月20日)

第2回 令和4年6月1日～8月31日【必着】(補助対象期間:交付決定の日～令和5年1月20日)

第3回 令和4年9月1日～10月31日【必着】(補助対象期間:交付決定の日～令和5年1月31日)

補助内容

※補助金の申請手続の詳細や申請書様式は、広島県中小企業団体中央会ホームページでご確認ください。

対象者 (すべてに該当)

- ①令和4年3月から令和4年11月の間に、新たに広島県の経営革新計画の承認(変更承認を除く)を受けている者
- ②広島県内に本店を置く中小企業者または住民登録を行っている個人事業主である者
- ③暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者

対象事業 (すべてに該当)

- ①広島県から承認を受けた経営革新計画に記載している新事業展開(デジタル化を含む)や、人材育成、販路開拓などに取り組む事業
- ②機械装置及び車両の導入は「広島県内」において実施する事業
- ③国、広島県又はその他の地方公共団体等の補助金交付を受けていない事業

対象経費

- ①機械装置等購入費
 - ②車両購入費
 - ③広報費
 - ④展示会等出展費
 - ⑤専門家謝金
 - ⑥専門家旅費
- ※その他、事業の遂行のために必要な経費がある場合は別途ご相談下さい。

提出書類(各2部:原本1部 写し1部)

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第1号別紙1・2)
- ③経営革新計画の承認書申請書の写し(令和4年3月から令和4年11月までに承認されたもの)
※令和4年10月申請中の経営革新計画は申請中のものを提出
- ④経営革新計画の承認書の写し
※令和4年10月申請中の経営革新計画は承認後、速やかに承認書の写しを提出
- ⑤交付申請額の算定根拠となる見積書等の写し(単価50万円(税抜き)以上の機械装置及び車両の購入は、2社以上の相見積の写し)

提出先

〒730-0011
広島市中区基町5-44
広島商工会議所ビル6階
広島県中小企業団体中央会
「アフターコロナ対応経営革新推進
事業補助金窓口」宛て

審査項目

- ①事業計画書の実効性(事業実施にかかる体制、スケジュール、資金調達)
- ②事業計画書の具体性(実施計画の綿密性、予算の適正性)
- ③事業計画書の効果(経営革新計画への寄与度)

加点項目

- ①事業計画においてデジタル化への取り組みであること
- ②ものづくり補助金へ申請予定ではないこと

申請書提出から補助金交付までの流れ

①事前準備

経営革新計画内容に基づき提出書類を作成し、上記提出先に提出してください。

②交付決定

広島県中小企業団体中央会は、提出書類を審査し、交付決定通知書を送付します。

③補助事業の開始

補助対象期間内において、事業の着手から経費の支払いまでを完了してください。

④実績報告書の提出

事業終了後、実績報告書を広島県中小企業団体中央会に提出してください。

⑤補助金額の確定

広島県中小企業団体中央会は、実績報告書を審査し、補助金額の確定を行います。

⑥補助金の請求

額の確定通知書を広島県中小企業団体中央会から受領後、請求書を提出してください。

⑦補助金の入金

広島県中小企業団体中央会は、提出された請求書をもとに補助金額を振込みます。